

住民説明会（第 15 回）

日時：平成 27 年 4 月 18 日（土）18：30～20：30

場所：東住吉区民ホール

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたのでただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆様、こんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、特別区設置協定書の説明会にお越しいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進について格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は先月 3 月 13 日に大阪市会で、3 月 17 日に大阪府議会でそれぞれ特別区設置協定書が承認をされ、来る 5 月 17 日に大阪市における特別区の設置に関する住民投票が行われますため、法律に基づいて、この法律というのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というものですが、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

従いまして、本日は橋下市長もまいりまして直接皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに説明をさせていただく予定でございますが、その前にまず我々事務局のほうで皆様にお配りしておりますパンフレットに基づいて特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容についてご説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りを申し上げておかなければなりませんけれども、この特別区設置協定書に記載している内容については、例えばこのようなサービスをこういうふうに充実します、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますといったいわゆる地域の将来計画といったような内容のものではございません。

この特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいはまちづくりをどうしていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういう内容を記載しているものでございます。

具体的には現在、人口 270 万人の政令市である大阪市を 35～70 万人の 5 つの特別区とし、皆さんに選ばれた公選の区長と区議会を設けるということ。

もう一つは今まで大阪市と大阪府が担ってきた広域行政、これは役所の仕事の中でそういう広域行政という分野があるのですけれども、これを大阪府に一元化するということ、

自治の仕組みそのものをどうしていくのかということです。つまり、これから皆さんにサービスを提供する役所をどのようにしていけばいいのか、そういうことを記載しているのがこの協定書でございます。

そういう意味では今までにない初めてのものがございますし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。理解することが難しい部分も出てこようかと思えます。本日は2時間という限られた時間ではございますけれども、皆様方の住民投票の判断に際しての一助となりますように、我々はできるだけ分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後に、種々の都合により壇上からの説明になること、また入場の際には金属探知器での検査などご不自由な、あるいはご不快な思いをされた方もおられると思いますが、この点について深くお詫びを申し上げますとともに、来る5月17日の住民投票には必ず投票に行っていていただくようお願い申し上げます、最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

事務局からの説明の終了後、橋下市長と小倉東住吉区長が出席いたします。私は本日、司会の進行を務めさせていただきます大都市局組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程についてご説明します。初めに説明パンフレットを使って事務局から概ね30分で説明をし、その後、市長がまいりましてスライド等を使って説明を行います。最後に会場からの質疑応答を行う予定としております。終了は20時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、繰り返しになって恐縮でございますが開催にあたってのお願いでございます。携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮ください。

本日の住民説明会は、ネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。お配りしている「皆様へのお願い」にお示ししておりますが、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮ください。注意

しても迷惑行為をおやめいただけない場合はご退出いただくことがございます。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために皆様のご理解、ご協力が必要となりますので何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。前のスクリーンにもパンフレットの該当ページを映しますので、よろしくお願いいたします。手向部長、よろしくお願いいたします。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

それでは協定書の説明パンフレット、この資料に基づいて説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼して座って説明させていただきます。

まず 3~4 ページのところをご覧くださいと思います。「協定書のイメージ」というところがございます。このページの左側の「現在」という部分に記載していますように、国におきまして大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。

具体的に大阪市で言いますと、1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するのが難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠、ピンク色の部分です。ここに記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中でそれぞれ別々で行っている状況です。

これをページの真ん中から右に記載していますように産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、これら広域機能を大阪府に一元化することで大阪都市圏の広がりを踏まえ、右下の部分ですが、大阪トータルの観点から成長、都市の発展などを推し進めていく。

そしてこれら広域機能以外の部分、上のオレンジの部分ですけれども住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎的自治体として35~70万人の5つの特別区を新たにつくります。

これにより市長に任命された職員区長ではなく住民に選ばれた5人の区長、区議会の下で住民の声をより身近に聴いて、市一律ではない地域の実情や住民ニーズに応じたサービスを行っていく、これがこれから説明いたします協定書のベースとなる考え方でございます。

それでは順次、協定書の内容についてご説明いたします。6ページをご覧くださいと思います。まず内容の説明に先立ちまして基本的な用語の意味を説明し、引き続いて今後のスケジュールをご説明いたします。

まず「特別区とは」という部分をご覧ください。特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して現在、皆さんがお住いの区は行政区といいます。区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し予算を編成するなどの権限も持っていません。

その下の「協定書とは」という部分をご覧ください。特別区設置協定書は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして特別区が設置される日、5つの特別区の名称、区域、それから特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際し必要となる事項を記載したものでございます。

次に、その下段の「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票については5月17日の日曜日、大阪市民の方を対象に実施されます。

この住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は29年4月、特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

次に、7ページをお開きください。協定書ができるまでの背景、経緯についてご説明いたします。ページ中程の囲みの部分をご覧ください。

平成24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づいて大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度についての議論を行いました。

その下の「参考」の部分です。こうした中、平成24年8月には大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法が制定されました。

下段の囲みの部分をご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。

その後、2月に総務大臣から協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府・市両議会において承認されたところでございます。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明します。右側の8ページをご覧ください。上段の「特別区の設置の日」をまずご説明いたします。

先程も申しましたが、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に現在の大阪域に5つの特別区が設置されることとなります。

次に、その下「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。真ん中に地図と、その下に表がございます、そこをご覧ください。

まず特別区の名称についてですが、大阪府・大阪市特別区設置協議会においてシンプルで分かりやすい名称ということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区につきましてはベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会においてそれぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動、交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを

将来にわたって安定的に担うに足る人口・規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたものです。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などを踏まえ湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区など住民とのつながりを踏まえ南区となったところです。

次に本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から北区は現在の大阪市役所本庁舎、地図の中の赤い囲みの部分です。

湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所。中央区については、知事・市長及び議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては表の中に入っておりますが、現在の大阪市会の議員数と同じ 86 名を北区は 19 人、湾岸区は 12 人、東区は 19 人、南区は 23 人、中央区は 13 人と割り振るかたちで決まったところです。また、議員報酬については市条例に規定する報酬額の 3 割減となったところでございます。

最下段の枠囲みの「ひとくちメモ」の部分に、現在の 24 区役所などの扱いを記載しています。現在の 24 区役所及び現在の出張所などは全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などが行われることとなります。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

9 ページをお開きいただきたいと思います。この 9～13 ページに各特別区の概要として先程のページでの説明と重複しますが、それぞれの特別区の区域・本庁舎・区議会議員の定数などを記載しています。併せて、本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しています。引き続き、現在の区役所等が支所等として残ります。

また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところです。

9 ページの「北区の概要」で申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎となり、現在の都島区役所・北区役所・淀川区役所・東淀川区役所・福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は最下段に記載の主要統計の中では昼夜間人口比率が 153% と、住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しています。また、15～64 歳までの生産年齢人口は 69.4% と高い数値になっています。

更に上段の地図からも都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区といえます。

右側の 10 ページの「湾岸区の概要」です。現在の港区役所が本庁舎となります。現在の此花区役所、大正、西淀川の各区役所、現在の住之江区役所の南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また、湾岸区は最下段に記載の主要な統計数値の中では、工業出荷額が 1 兆 2,000 億円

と5区の中で最も大きなものとなっています。上段の地図からも大きく海に開かれ国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区といえます。

11 ページをお開きください。「東区の概要」です。現在建設中の城東区役所が本庁舎となり、現在の東成・生野・旭・鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。

また、東区は主要統計の中では年齢別人口比を見ると15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高い数値を示し、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

併せて多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区といえます。

12 ページをご覧ください。こちらの東住吉区が含まれます「南区の概要」でございます。現在の阿倍野区役所が本庁舎となり、現在の平野区役所・住吉区役所・東住吉区役所・住之江区役所、そして東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所等が支所等として残ることになります。

また、南区は主要統計の年齢別人口比を見ますと東区と同様に15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高い数値で、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

併せて、「あべのハルカス」をはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力のある特別区といえます。

次に、13 ページをお願いいたします。「中央区の概要」です。中央区は現在の西成区役所が本庁舎となり、現在の中央区役所・西区役所・天王寺区役所・浪速区役所が支所等として残ることになります。

また、中央区は主要統計の中で商業販売額が18兆8,000億円と5区の中では最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、更に高等学校、大学など教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区といえます。

最初に協定書のイメージの部分でご説明いたしましたが、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、区議会の下で提供していくことになるものです。

14 ページをご覧ください。この「町の名称」についてです。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えています。

こちらの南区の例で具体的に申しますと、平野区瓜破を南区平野瓜破、阿倍野区文の里

を南区阿倍野文の里、住吉区长居を南区住吉長居、東住吉区杭全を南区東住吉杭全、住之江区南港東を南区住之江南港東とすることを考えております。

今後、最下段の「ひとくちメモ」にありますとおり特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聴きして決定してまいります。

続いて、15 ページをお開きいただきたいと思います。「特別区と大阪府の事務の分担」です。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」という言い方をしますが、その役割分担を示しています。

この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほどご説明する職員体制、つまり人をどうするか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金をどう配分し調整するのかなどが決められるということです。

まず、「基本的な考え方」の部分をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校など住民に身近な仕事と併せて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。

この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことがいわれています。これを広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論されているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などにかかわる仕事を行うことにします。

そして特別区では選挙で選ばれた区長、区議会の下、先程説明しましたそれぞれの区の特色などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確にするということです。

これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきました、交通基盤の整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。従って、特別区は住民に身近なサービスを担うこととなり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在、大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっています。つまり現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

次に、17 ページをご覧ください。「職員の移管」について説明させていただきます。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方をお示ししています。上段の枠囲みの「基本的な考え方」という部分に記載しておりますが、特別区と大阪府は先程説明しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」という部分をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府を合わせた概数で左下に記載されているとおり 7 万 7,100 人と見込んでいます。

その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 7 万

7,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいることによるものです。

その後、行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。

次に、右側の 18 ページで「特別区の行政組織（イメージ）」お示しています。組織の名称はあくまでもイメージであり仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。

また、これまで区役所などで担っていた住民サービスの窓口は特別区になっても現在の 24 区役所や出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続いて、19 ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明いたします。まず上段、水色の部分をご覧ください。税源の配分とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、先程説明しました仕事の役割分担に応じてそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからは「お金」と言います、これを特別区と大阪府に分けることです。併せて、各特別区に配るときには特別区ごとに収入に大きな差が生じないように調整することです。

「基本的な考え方」に記載していますが、財政調整を行うことで各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これによりお金の面からもサービス水準が維持されます。

併せて、大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけが移るということではありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については大阪市から移される仕事に使われているか検証いたします。

「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆様から納めていただく税金については大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものでございます。

次に、21 ページをお開きください。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明いたします。ここでは市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株

式などさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。

「基本的な考え方」に記載していますが、まず学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることになります。

これまで大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。当然、これまでどおり使えます。

次に、株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立ててまいりました基金、いわゆる貯金などにつきましては大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除きまして特別区に承継されることとなります。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それら大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取扱いについては大阪府・特別区協議会で協議します。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

次に、23 ページの「大阪市の債務の取扱い」についてご説明いたします。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しています。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。

この大阪府と特別区の負担額は、先程ご説明した財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

次に、右側の 24 ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明いたします。上段にあります一部事務組合、機関等の共同設置とは 5 つの特別区が連携して効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合については 5 つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。

こうした仕組みを使って大阪府内でも 31 の一部事務組合がさまざま仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。

中段のグリーンの部分ですが、今回 5 つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は、平成 30 年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されております国民健康保険事業や 1 つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などでございます。

あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうち約 7%となっています。

次に、25 ページをお開きください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事・副知事・都職員に 23 区長の中から選ばれた 8 人の区長となっています。これを大阪では大阪府知事と 5 つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。

そしてこれまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分、それから大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うのかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。

併せて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることといたしています。

隣の 26 ページの「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明いたします。上段の黄色い枠、「推計の目的・位置づけ・まとめ」という部分をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合、5 つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。

この推計は税金の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算でありますことから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっています。

その下の枠囲みに記載していますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにあるとおりです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して平成 45 年度には約 292 億円、平成 29～45 年度までの累計では約 2,762 億円となる見込みです。

この財源活用額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したい、サービス水準をよくしたい、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の 27～29 ページでは特別区それぞれの財政推計を示しております。後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、31～32 ページをご覧ください。皆さんからよくある質問と、それに対する答えを載せています。よくある質問としては、例えば「特別区になっても住民サービスが維持されるの？」「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？」など 8 つの質問及びそれに対する回答を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（司会）

事務局からの説明は以上でございます。

ここで市長と東住吉区長が到着いたしましたのでご紹介いたします。橋下徹大阪市長でございます。小倉健宏東住吉区長でございます。

それでは、市長よりスライドを使いまして協定書の内容をご説明いたします。

(橋下市長)

皆さん、あらためまして、こんばんは。大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について今度の5月17日に向けて説明をさせていただきたいと思っております。

常日頃より大阪市政の運営にあたってご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。今日は重要な皆さんの判断の一助になればと思ひまして、できる限りの説明を尽くしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。着席をさせていただきます。

まず冒頭に、この説明会を開くにあたって僕自身が一方的な主張になってはいけませんので自民党・民主党・公明党・共産党、いわゆる大阪都構想に反対をしている各政党の議員さんに参加を求めたのですけれども断られたという経緯があります。

ですから自民党・民主党・公明党・共産党の皆さんにぜひ参加をして、もし問題点があるのであれば指摘をするなり何か間違いをたすなり何なりしてくださいねというふうにお願ひをしたのですけれども断られたという経緯があるということ、まずお伝えさせていただきます。

今日の説明会にあたって最後に質疑応答の時間を設けますが、各会場は必ず「橋下、おまえの一方的な意見を聴きに来たんじゃない」と言われる方がいます。恐らく自分も反対の持論を述べたい方なのでしょうけれども。

今日は申し訳ありませんが法律に基づいた市長の説明の場ということですので、まずこちらの先程大都市局から説明があった特別区設置、いわゆる大阪都構想の概要はもう説明をしました。これは手段、解決策なのです。ですから皆さんはこの中身をざっと聴いても、だからこれでどうするのというふうになるかも分かりません。

これはあくまでも解決策、手段であって、じゃあ何を解決するためのものなのか、目的は何なのか、そこが分からないとこのいわゆる大阪都構想というものをこれから選択するかどうかの判断ができないと思ひます。

ですから、今から僕はなぜこういういわゆる大阪都構想というものを提案したのか、何をこれで解決しようとしているのか、僕自身がどういう問題意識を持ってこういう大阪都構想というものを打ち出したのか、ここについてまず述べさせてもらって、僕の問題意識が「いや、それは橋下、おまえはちょっととんちんかんなことを言っているよ」ということになれば大阪都構想は反対になるでしょう。

「問題意識はよく分かった。確かにそうだよね。大阪にそういういろんな問題があるよね。それを解決しなければいけないというのは、それはおまえの言うとおりだ。でもこの大阪都構想のように役所を一からつくり直す必要はないよね。今の大阪府庁と大阪市役所のままだもなんとかそういう問題って解決できるよね」というように考えられる方も大阪都構想反対になると思ひます。

ですから、まず僕が一体このいわゆる大阪都構想で何を解決しようとしているのか、それを聴いていただいて、じゃあその解決しようとしていることについて、このいわゆる大

阪都構想というものの解決策としてふさわしいのかどうなのか、そういうところを皆さんに考えていただきたいと思います。

まず話をするにあたって正直なところを、皆さんの今の状況をお聴かせ願いたいのですが、けれども、遠慮なさらずにもうお気遣いなく正直にお答えいただきたいのですが。先程の大都市局の説明で十分分かったという人はどれくらいいらっしゃいますか。なんとなく分かったという方はどれくらいいらっしゃいますか。やっぱりよう分からんわというのはどうでしょう。さっぱり分からんわ。そうですか。すみません。では、ちょっとお時間をいただきます。

まず、このいわゆる大阪都構想は手段、解決策なのですが、じゃあ一体これで何を解決しようとしているのか、僕が大阪府知事という仕事もやり、また今は大阪市長という仕事をやっています。大阪に非常に重大な問題があるなということを認識しまして、その問題を解決するための解決策なのです。

その問題とは何かというと大阪府庁、大阪市役所が仕事の整理が十分にできていないなと、今の役所のままだったら非常に問題だと、このままいくと大阪府民の皆さん、市民の皆さんにマイナスをどんどん与えていくことになる。大阪府庁、大阪市役所がしっかり仕事の整理ができていないというのが僕の大きな問題意識の一つです。

皆さん、こちらを見ていただきたいのですが、これは二重行政というものです。よく言葉は聞かれたことがあるかとは思いますが。後ろの方、見えますか。ちょっと明るいですが、電気を消しましょうか。見えないという方は後ろ、正直、手を挙げていただければ。そうですか。もしできたら、ここを若干。すみません。じゃあ進めさせてもらいます。

二重行政というものなのですけれども、大阪府が大阪全体の仕事をやるというのは皆さん当たり前だというふうに感じていると思います。大阪府庁が大阪府民のために大阪全体の仕事をする、これは当たり前だと。

問題なのはこっちなのです。大阪市役所も大阪全体のための仕事をやってしまっているということで、これが二重になっているというのが二重行政なのです。

見てください。大阪市役所、例えば市立病院、皆さんは東住吉区民だとなかなか使ったことはないでしょうか。都島区にある総合医療センター、これは素晴らしい病院です。素晴らしい病院過ぎて、もういろんな市町村の人たちが使う患者さんで来るのです。大阪市民の患者は5割くらいといわれています。市民以外の患者が5割くらい。ですから市立病院となっていますけれども、大阪市民のためだけの病院ではないです。

市立大学は、もう皆さんはお近くというかよくご存じだと思いますが、学生さんは大阪市民が3割くらいで、残りの7割は大阪市民以外です。市民のためだけの大学ではないのですね。

港、これも感覚的に分かると思います。これは市民のためだけの港ではありません。ここに荷物が集まって、大阪府内全部に荷物が配送されます。もっと言えば関西府県民の皆さんの荷物をここで集めるという、まさにこれは大阪全体の仕事というか関西府県民のた

めの仕事みたいなものですね。

ここはあまりなじみがないかも分かりません。環境科学研究所という新型インフルエンザの対策とかそういうことをやる場所ですが、新型インフルエンザというのは大阪市内だけのものではありません。これは一回大阪に上陸するともう大阪全体に広がっていく。ですから、大阪全体の安心安全がかかわるような仕事をしています。

市立工業研究所は中小企業をサポートする研究所です。ただし大阪市内の中小企業だけではなく、これも非常に素晴らしい研究所ですから大阪市以外の中小企業の皆さんも多く利用しています。

この下のビルなのですけど、ワールドトレードセンタービル、WTCビルは皆さんよくご存じだと思いますが、256メートル。これは大阪のビジネス拠点をつくらうとしたわけです。しかもランドマークといって、その土地のある意味、象徴的なそういうビルでしょう。WTCビル、これは大阪全体の経済発展のために建てられたようなものです。

すなわち大阪市役所がやっているこちら側のほうの仕事というのは市民のためだけの仕事じゃなくて、大阪全体にかかわる仕事なのです。大阪府庁も大阪全体にかかわる仕事をやっている、ここが重なっているというのが二重行政。僕はこれを非常に問題視しています。

一つは、それぞれの役所が別々にやることによって非常に不効率な面があります。経費の面で、お金の面で非常に二重にだぶってしまっているところがあります。もう一つは、これが2つに分かれていることによって本来持っている力を十分に発揮できていないのではなないかという問題意識があります。

例えば、大阪府立大学というのは1つにまとめてしまえば、大阪府と大阪市がそれぞれ別々にやるんじゃなくて1つの大学にしてしまえば、なにも1つ削るというわけではないのですよ、1つの大学ということにまとめてしまうと経費、重なっているような組織、総務部門、経理部門とか、そういうところはうまく経費節減できます。何より重要なことは2つの大学が合わさると、規模で言うと神戸大学以上の規模になるのです。ですから、これは全国で一番大きな公立大学になります。

これからものすごい激しい大学間競争において、それぞれこんな大阪府の大学、大阪市の大学なんかやらなくても、大阪の公立大学ということで1つにまとめればものすごい大阪のためになる強力な大学になるのではないかという、そういう問題意識です。

港もそうです。港は住之江、南港・咲洲ですね。その港と、皆さんはあまりご存じないでしょうか、堺泉北港という。堺泉北のほうは、これは大阪府がやっているのです。なにもそんな2つに分けなくても、1つの港にすればもっと強力な大阪の港になるじゃないかということを考えております。

こちらは環境科学研究所と府立公衆衛生研究所。新型インフルエンザがバンと大阪に上陸という話になったら、大阪府の研究所と大阪市の研究所がそれぞれいろいろ対応策をやるのですね。そうじゃなくて、もうそんなのは1つの大阪全体の安心安全を守るような研

究所にしたほうが大阪全体のためにいいんじゃないかというふうに考えています。

こちらの中小企業を支援する研究所、これも 2 つを 1 つに合わせれば大阪全体の中小企業をもっと強力にサポートできる、そういう研究所になるのではないかと。

すなわち二重行政というのは経費削減の話だけではなくて、1 つにまとめることによってこの大都市大阪の発展のために強力に貢献してくれる、そういうものになるのではないかと。

ですから、2 つそれぞれこのまま別々の役所がやるのか、こういうものは 1 つにまとめたほうがいいのか。ここで僕は 1 つにまとめるべきだろうという、そういう考え、問題意識を持っているわけです。

このまま大阪府と、大阪市がそれぞれやり続ける。これはまた、今ここに書いてあるものは今既にあるものですがけれども、将来にわたっても大阪全体にかかわる仕事を大阪府と大阪市でそれぞれバラバラにやっていって本当にいいのだろうか。経費的な面と、いろんな施設、大学とか、こういうものが 2 つに分かれていることで非常に力を弱めているのではないかと、1 つにまとめたほうが大阪のためになるんじゃないかというのが僕の問題意識の 1 つ目です。

2 つ目、こちらを見ていただきたいのは、これは大阪市役所がやってきた事業の失敗例の一例です。皆さん、この額をしっかり見てください。こういう事業の失敗というものを皆さんは見てどう感じられるかということです。僕はもうこれは許せないと、こういう役所の状況は変えなきゃいけないという、そういう強い問題意識を持っています。

皆さんは今までにこういう事業の失敗をどこからか聞いたのか、市議会議員から聞いたことはあるでしょうが、市長の僕が説明不足だったら申し訳ないですがけれども、皆さんはどこかで聞いたことがあるでしょうか。これは 1,193 億円・1,500 億円・478 億円・440 億円・340 億円・1,027 億円・225 億円、いろいろこういう事業のうまくいかなかった、失敗した例が一部ですけれどもこれだけあるわけです。

特にこの「オーク 200」というのは港区の弁天町駅前にホテルを建てたのですがけれども、これは事業がうまくいきませんでした。1,027 億円ですけれども、その後損害賠償請求をされました。銀行から大阪市役所が訴えられたのです。

この間その裁判の結果が出ました。どうなったか。和解で最後は決着させたのですが、650 億円支払え、です。今後 10 年間で払っていきます。皆さんの税金で 1 年間 65 億円です。650 億円払っていくのです。

こちら、オスカードリームというものは交通局が建てたものなのですが、225 億円の事業費です。交通局所管なのですが、これは商業施設の上にホテルが付いたような不動産なのですがけれども、その事業もうまくいかなかったのです。事業費は 225 億円。また損害賠償請求、この間銀行から訴えられました。そして結論はどうなったか、285 億円支払えと。交通局の会計で、一括で 285 億円支払いました。

こういう事業の失敗を見て、皆さんはどう感じられるか。僕は非常に強い問題意識を持

って、これはもうなんとか、もうこんなことは二度となくさなきゃいけない。もうこれを止めるためには役所を一から作り直すしかないんじゃないかということで、この大阪都構想というものを提案したところなのです。

ただ、これは大阪市役所だけではありません。皆さんは大阪市民でもあり、大阪府民でもあるわけです。大阪府庁を見てください。これは大阪府庁の失敗した事業の一例です。額を見てください。こちらのほうはりんくうタウン整備で 5,600 億の事業費。さっきのビルですね。りんくうゲートタワービル 659 億円、614 億円、1,014 億円、486 億円、868 億円、こういうお金を掛けて事業がうまくいかなくなっているものがこのようにあります。

こういう状況を見て、皆さんが大阪の今の役所の状況をどう考えるかということなのですが、皆さんは大阪市民でもあり、大阪府民でもあります。僕は大阪府知事をやって、大阪市長もやっていますので、僕の考え方は役所をつくり直すのであれば大阪府庁と大阪市役所をトータルでよくしなきゃいけない。決して大阪市役所のことだけを考えて、大阪府庁のことは知らないじゃ駄目なのです。皆さんは市民でもあり、府民なわけですから。

本当にこの 2 つの役所を何とかしなきゃいけないという強い問題意識から、大阪都構想というものを提案しました。さっきの二重行政とこれら数々の事業の失敗、これでどういふことになっているかということ、皆さんの負担は 4 番目です。こちらの図、グラフを見ていただきたいのですが、これは大阪市民、皆さんの一人当たりの負担額です。159 万円、約 160 万円。

こちら側の棒グラフは、東京都民一人当たりの負担額 48 万 4,000 円。大阪市民の皆さんが東京都民一人当たりの負担額の実に 3 倍以上の負担を負っているということなのです。

この額というよりも、よく見ていただきたいのはこの割合のところですよ。何で大阪市民一人当たりの負担がこんなに大きいのかということと見てください。この色の付いたほう、これが大阪府分です。こっちのねずみ色のほうが大阪市分です。府と市がダブルでこれだけ大きな負担を市民の皆さんに負わせているというのが今、現状なのです。大阪府庁と大阪市役所の負担、それぞれが大きな負担を皆さんに負わせている、これが現状です。

東京のほうを見てください。この色の付いているほうが東京都庁の負担。ある程度大きな負担ですね。しかし、このねずみ色のほうを見てください。非常にちっちゃい、これが何かというと特別区役所の負担なのです。

まさに今回このいわゆる大阪都構想としてこういうかたちで提案させてもらった、僕はこの大阪市内に大阪市役所をつくり変えて、特別区を置こうとして今回こういう提案をさせてもらいましたが、まさに東京の特別区というものはこれぐらいの負担なのです。

このように東京の場合には大きな負担をするのは東京都庁で、特別区役所はそんなに負担はしない、そういう役割分担になっています。

大阪のほうは見ていただくとお分りのとおり、大阪府も大阪市も大きな負担をしている。僕は子供たちや孫たちにも、ずっとこういう状態が続くということは、これは問題だと思う。これはなんとかしなきゃいけない、大阪府庁と大阪市役所の仕事の役割分担をし

っかりと整理をしなきゃいけないという思いから大阪都構想を提案しました。

じゃあ、どういうふうに整理をするかということですが、パンフレットの3ページ。皆さんはご覧いただかなくても、こちらを見てください。これは大都市局からさっき説明があったと思います。重要なのでもう一度説明をさせていただきます。

こちらは大阪市役所、水色が大阪府庁。大阪府庁が大阪全体の仕事をやっていることは皆さんもお分かりのとおりです。大阪市役所のほうがちょっと特殊なのです。普通の市役所と違います。

普通、皆さんがイメージする市役所の仕事は保健医療とか福祉、子育て支援、保育所の問題、高齢者の皆さんへのサポート、小学校・中学校の教育、ごみの処理、こういう皆さんがイメージする一般的な市役所の仕事は当然大阪市役所はやっていますが、それと同時に先程から二重行政のところでもちょっと説明させてもらいましたけれども、大阪市役所というものは大阪全体にかかわる仕事までやっているわけです。

大阪市役所がやっている大阪全体にかかわる仕事、大阪府庁がやっている大阪全体にかかわる仕事、ここが二重になっていて二重行政。だから僕はこれを一本化したらいいいじゃないかというふうに考えたわけです。

大阪市役所が持っているこの大阪全体にかかわる仕事、卸売市場、さっき説明した大学・港・病院・産業政策。それから地下鉄・バス。地下鉄なんていうのも、これは地下鉄の利用者のうち大阪市民の割合は3割で、大阪市民以外は7割です。大阪市民以外の人ほとんど地下鉄を使っているわけですね。

だからこんなのは大阪全体の仕事じゃないか、こういうものはもう全部大阪府庁のほうに任せて一本化してしまおうと。そうすると大学も、府立大学と市立大学は1つになる、港も1つになる、研究所も1つになる、病院も1つになる。それで全部一本化しよう。大阪全体にかかわる仕事は、新しい大阪府庁。法律改正をすればここが大阪都庁になります。

大阪都庁にもう大阪全体の仕事を全部任せると、これでもう二重はなくなるのだ。今2つあるものも1つにまとめていく。削るというわけではないですよ。なくすというわけではないです。大学も府立、市立というものを1つに合わせて強力な大学にしていく。法律改正が行われれば、これは都立大学になるわけです。

病院も法律改正が行われて名前が変われば都立病院になる。研究所も都立研究所になる。港も都営の港になる。地下鉄も都営地下鉄になる。こういうかたちで、もう大阪全体にかかわる仕事は全部大阪都庁に集めてしまって二重行政をなくそうと考えたのが、この大阪都構想です。

さっきの市役所のいろいろな事業の失敗例がありました。パンフレットの3番でいいです。あれは通常の市役所の仕事の他に大阪全体にかかわるような仕事も大阪市役所はやっていて、仕事の整理が付かないからいろいろああいう大きな負担をすることになってしまった。ですからもう今度、大阪市役所は通常の市役所の仕事に集中してもらって、まさに特

別区役所というのはそういうものなのです。

特別区役所というのは、皆さんの日常生活のサポートをする。保健・医療・子育て支援・高齢者介護・特別養護老人ホームも含めて、小学校・中学校・ごみ処理・商店街活性化。これから大阪市役所は特別区役所ということにつくり変えて、とにかく日常生活が、住民の皆さんの身近なサービスをすることに集中してもらおうと。

ということをする、先程のパネルの4番です。今は大阪府と大阪市が両方大きな負担をしていますけれども、この大阪市というところを特別区役所に変えて、特別区役所は大阪府と同じような負担はしない。それだけ大きな負担はしない役所につくり直していきましょう。そのことによって東京都庁と特別区役所はこんな関係を目指していきましょうというのが、このいわゆる大阪都構想の解決策を僕が提案した理由です。

二重行政をやめて税金の無駄遣いを止める、そのために大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をする。大阪全体にかかわる仕事は全部大阪府庁、法律改正が行われれば大阪都庁。この先は大阪都庁という言葉を使わせてもらいますけれども、全部大阪全体にかかわる仕事は大阪都庁に一本化して二重行政はなくす。

そして大阪市役所は通常の市役所の仕事に集中してもらおうような特別区役所にして、これからは大阪都庁と同じだけの大きな負担はしないような、そんな役所につくり替えていきましょうというのが大阪都構想の目的、提案理由の1つ目です。

2つ目は、大阪全体の発展。大阪の発展というものを考えたときに大阪府域、大阪府全体を引っ張っていく強力な役所が必要だと、僕はそういう問題意識を持ちました。

皆さんは大阪の発展をもちろん望まれていると思いますけれども、口で言うのは簡単なのですけれど、大阪の発展というのを実現するのはなかなか難しいのです。

ただ、これをやらなきゃいけない。そのときに大阪市役所と大阪府庁が話し合いをしながら大阪の発展を目指したらいいのか、それとも大阪府域全体を強力に引っ張っていくある意味強力な役所、そういうものが必要なのか。僕は大阪全体を引っ張っていく強力な役所、すなわちこれは大阪都庁というものなのですが、これが必要だと感じています。

それはこちらを見ていただきたいのですが、これは大阪府の地図。この赤い色のところが大阪市のエリアです。この青色の点々は何かというと経済主体、事業所です。オフィス、商売をやっている販売店、企業。一般の商売をやっている、普通の経済取引をやっている経済主体です。

その点々を見ていただくとお分かりのとおり、この赤い色以外のところに今はもう大阪府全体に経済活動の範囲が広がっているわけです。昔、大正時代までは大阪府の人口のうち7割ぐらいが大阪市内に集中してしまっていて、ほとんどが大阪市内に住んでいた。本当にこの大阪市内に何もかもが集中していたのでしょね。

それが今これを見ていただいたらお分かりのとおり、経済活動というものは大阪市域を越えて、大阪府域全体に広がっているわけです。こういう状況を見て大阪の発展ということ考えたときに、大阪全体を見て大阪全体を引っ張っていかなくちゃいけないんじゃない

のかという問題意識を僕は持ちました。

そして次のパネル、こちらは人の移動の範囲です。このピンク色の範囲で人が行き来しております。もう大阪市内で人が行き来している時代とは違います。これは大阪市営地下鉄ができたときには大阪市内に行き来する、そこを便利にさせようということで大阪市営地下鉄ができたのでしようけれども、今の時代、人の行き来は大阪府全体にこういう行き来が広がっているわけです。

経済活動の範囲も大阪府全体、人の行き来も大阪府全体、こういう状況を見たときに大阪の発展ということを考えれば大阪府全体をやっぱり引っ張っていってくれる、そういう役所が必要だと僕は認識しています。そういう結論に至りました。

今、大阪全体を引っ張っていくためには大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって決めているわけです。これはうまくいっていることもたくさんあります。うまくいっていることもたくさんあるのですけれども、やっぱりうまくいかないことも幾つかあるのです。

大阪の発展ということになると、やっぱり大阪が便利にならなきゃいけない。便利にならないと企業も会社も集まってきてくれない。

まず、その一例として高速道路を見てもらいたいのですが、こちらは高速道路の状況。こちらは東京の状況です。この間、中央環状線という高速道路が開通しまして新宿から羽田空港まで、今まで40分かかっていたところが20分で行けるようになりました。

これは中央環状線。どういうところを通っているかということ、池袋・新宿・原宿・渋谷、そんなところに高速道路が通っているのです。え、あんなところを高速道路は通せるの？と思われるかも分かりませんが、これは地下を通していているのです。地下に高速道路を走らせているのです。すごい高速道路です。

ただ、これは40年前に計画をされていたものが今実現したわけです。こういう大都市の発展。こういう話というのは1~2年で大都市というのは発展するものではありません。40年計画が今花開いて、東京はどんどん便利になってきているわけです。

大阪を見てください。大阪もここは阪神高速環状線がありますが、その外にもっと便利にしようということでもう1つの環状線を造ろうと近畿自動車道、阪神高速大和川線、阪神湾岸線。これで1つの環状線にしようと思っていたのですが、ここの赤色の部分が全然計画が進んでいなかったのです。

環状線というのは環状になっていないと、輪になって初めて意味があるのですけれど、ここは全然つながらない。計画が進まない。東京はものが見事につながりましたが、40年計画。

これはなぜかということ、この右の辺りは大阪府担当、左のこの辺りは大阪市担当。大阪府、大阪市の話がずっと協議が整わなかったのです。皆さん、この高速道路ができて、じゃあ市民がすごい便利になるかということ、確かに大阪市民の皆さんはここをトット、トット走るような道路じゃないかも分かりません。

むしろこれは京都のほうから門真・寝屋川・交野・枚方、その人たちがドーンと大阪市

内に入ってくるには便利なのでしょうね。神戸の人たちがこの道を走って京都に行くのが便利だとか、さっきから繰り返しますけれども大阪市民だけじゃなくて、こういう高速道路は大阪府全体の仕事なわけですね。

そういうところで大阪市のほうがお金を出す、出さないのところでこれは全然話がまらなかったのです。ただ、僕と松井知事で大阪の発展のためにやっぱりこれは必要だよ、やらなきゃいけないよねということで、やろうということを決めてずっとこの計画を進めてきました。

27年度、今年度にはなんとかこの計画の決定はしたいと思うのですけれども、決定したとしてできるまで30年ぐらいかかります。できるのは30年後ぐらいです。大都市の発展というのは本当に、決めてもそれが実現するまでに20～30年の話なのです。

地下鉄を見てもらいましょうか。これは東京の地下鉄です。これが東京全体の地下鉄、鉄道のネットワークの状態ですけれども、すごいですね。東京の場合には今13路線中、13本の地下鉄のうち10本はもう私鉄と地下鉄がつながっているわけです。行ったり来たり、こういう状況です。

大阪の状況。大阪はこういう状況で、地下鉄9本のうち相互に乗り入れをしている私鉄との乗り入れは3本だけ。

この地下鉄と私鉄がすぐに簡単につながる話ではありません。これはレールの幅が違うとか、いろんな技術上の問題がありますからすぐに簡単につながるということではないのですが、技術の問題というのはいつか解決できます。

僕が言っているのは、こういう鉄道の話というのはこういうことも大阪府庁と大阪市役所が何か話し合いをしながら決めていかなきゃいけないのか。鉄道というのは大阪全体でこのネットワークというものを考えていかなきゃいけません。

大阪全体で私鉄、東住吉だと近鉄に乗られている方もいらっしゃるのですかね。近鉄と大阪の地下鉄と、それから阪急・京阪・阪神電車、そういう全体を見て地下鉄や鉄道のネットワークを考えなきゃいけない。

東京のほうをいいですか。これは東京の場合はどこが考えているかということ、東京都庁が考えているわけです。東京全体のことを見渡して東京都庁が考えている。

そして大阪の場合には大阪市営地下鉄ですから、この地下鉄は大阪市の場所なのです。基本的には大阪全体のところを見渡しておりません。だから大阪全体のことを見渡してこのネットワークを考えようと思うと、大阪府との話し合いということになるわけです。

もう1回、東京を。皆さん、これは昨日今日でこういうふうになったんじゃないのですよ。僕は40年前ぐらいの東京に住んでいたのですけれども京王電鉄なんていうのは新宿止まりだったし、小田急線なんていうのも新宿止まりだった。東急東横線は渋谷止まり、東武線は池袋止まり、京成線は日暮里止まり、みんな終点だったのです。みんな地下鉄はつながっていなかったのです。

これが40年たった今となってはみんな全部つながっちゃって、もう行ったり来たりです。

渋谷も今度、大改修をやるらしいですね。渋谷駅、もうあんなごみごみしているところを地下鉄の銀座線を1本ちょっと横にずらして、東急東横線は地下に潜らせて、空いたところに今度は埼京線というJRのホームを1本造ると、まあすごいことをやっていますよ。

でも、それも40年前に作られた計画が今動き始めているらしいですね。だから、大都市の発展というものは1~2年ではなくて20・30・40年という時間がかかるわけです。

これは空港ですけど、やっぱり大都市が発展するというのは人や企業、もういろんなビジネスマンや観光客に来てもらわなきゃいけないし、企業にも集まってもらわなきゃいけない。いかに空港に近いかがというのが非常に重要なのですね。

僕、びっくりしたのですけれど、昔は成田空港って東京からものすごい遠いイメージがありました。ものすごい遠いと。羽田はすごい近くて、成田は遠くて不便だと。今はどうなっているかという最速で36分で、もう東京都内から成田まで行けるのです。これは成田空港のところまで、また1本鉄道を引いたのですね。

これは成田空港と、今度は羽田空港ももうそのまま乗り換えなしで今つながっています。京成線というところから今度は地下鉄につながって、そしてまた京急という私鉄につながって、成田と羽田がもう93分につながっているのです。

これはイメージで言うとあれですか、阪急電車が大阪市営地下鉄につながって、そのまま南海電車につながっていくような、そんなイメージ。そういうことを東京はどんどん、どんどんやっているわけです。

大阪は、あの高速道路のほうをもう1回いいですか。この話し合いも大阪府、大阪市でずっとやって何十年も話し合いで、これは決着がつかなかった。僕と松井知事になってやっと決着をつけたけれど、できるのは30年後とか。

それから関西国際空港をもっと便利にしなければいけないということで松井知事とJR大阪駅のところに1つ駅を造って、そこからなにわ筋線という地下鉄を1本引いて、そのままJR阪和線、南海電車をつなげて関西国際空港までつなげようという鉄道計画。

それまで関西国際空港にもっと便利に行き来ができるようにやろうと、これが大阪の発展のためだというふうに松井知事と決めたのですけれども、できるのに25年とかそんな時間がかかってくるわけです。

皆さんにお考えいただきたいのは、大阪の発展ということを考えて、やっぱり大阪はどんどん便利にならないと企業も何も集まってきてくれません。もう東京はものすごい便利になっています。

その大阪の発展を考えたときに、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやってこれまでどおりやっていくのか、それとも大阪全体の発展を一挙に担う新しい強力な役所というものをしっかりつくって、そこに大阪全体の発展を任せるのか。これはもう今の世界の状況というものはかつてと違って、本当にスピーディに世界というものが動いていっています。

こういう時代の中で大阪は、昔ながらに大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやっていく、僕はそうは思いません。やはり大阪全体の発展を担う新しい大阪都庁というところに全部

そこに仕事を委ねて、大阪をぐいぐい引っ張っていってもらわなきゃいけないと僕は思っています。

じゃあ大阪府庁の今の職員で、それを全部できるかといったらそうじゃないのです。じゃあ大阪府庁がそれだけ大阪全体をどんどん引っ張っていけるかということ、今の大阪府庁の組織に大阪市役所の優秀な部隊、それも全部合わせるのです。

大阪市役所の中で大阪の発展を担っていた、そういう役所組織、都市計画局というのがあるのですが、それはもう大阪府庁のほうに移ってもらう。だから大阪府庁をもっと強力、強化して大阪全体を引っ張っていってもらう。法律改正ができればこれが大阪都庁になるのですけれども、そういう役所が大阪に必要なのではないかと僕は感じて、今回この大阪都構想というものを提案させていただきました。

この高速道路ですね。こういう高速道路もこちらは、東京は東京都庁が東京全体の発展を考えてこういう計画をどんどん進めていって。それから地下鉄。こういう地下鉄、鉄道のネットワークを東京都庁が東京全体のことを考えて、もっと言えば関東全体のことを考えてぐいぐい引っ張っていている。

空港の都心部のこういうアクセス、どう空港に早く行けるか、こういうことも東京都庁が全体のことを考えてぐいぐい引っ張っていている。僕もそういう大阪全体を引っ張っていてくれる強力な大阪都庁というものが必要じゃないかというふうに考えて、この大阪都構想というものを提案しました。

これが大阪都構想提案の第2の理由です。大阪全体を発展させるために強力な大阪都庁が必要ではないかと。

3つ目の問題意識なのですけれども、これは今の大阪市内にもっと皆さんの声をしっかりとくみ取る役所、これが必要なのではないかという問題意識です。

僕は大阪市長の仕事をやった経験として、今の大阪市役所では皆さんの声をくみ取るには不十分だと感じています。

といいますのは、こちらを見ていただきたいのが、大阪市は市民の数は260万人です。これは広島県や京都府と大体同じなのです。広島県や京都府は280万、260万人のこの人口を抱えていますけれども、どうやって皆さんの声を聴き取っているのか。役所の仕組みはこれです。

京都府は人口263万人、ほぼ大阪市と同じ。京都府は、260万人の京都府の中に15人の市長と10人の町長と1人の村長、合わせて26人の市町村長がいるわけです。

市町村長というのは、皆さんお分かりのとおり選挙で選ばれている役所のトップです。26人がそれぞれのエリアを担当して市長、町長が全部選挙で選ばれているわけですね。選挙で選ばれている市長、町長は26人で260万人の声をくみ上げる仕組みになっています。

こちらは広島県。広島県は人口285万人、大阪市よりもちょっと多いですけど、285万人の広島県ではどうなっているかというと14人の市長と9人の町長、合わせて23人の市長、町長、これだけの人数が285万人の声を聴いている。これが大体260万人の規模の

役所の仕組みなのです。

ところが、大阪市はどうなっているか、見てください。選挙で選ばれている役所のトップというのは僕 1 人です。260 万人の声を聴くのに、選挙で選ばれた役所のトップは僕 1 人。京都府だったら、26 人選挙で選ばれている役所のトップがいる。広島県だったら、23 人。それが大阪市は 1 人、これは住民の皆さんの声をくみ取る仕組みとしてはあまりにも不十分じゃないかという問題意識を僕は持ったわけです。

とすると皆さんはこの隣にいる、え、東住吉区には小倉区長がいるじゃないの、もうちゃんと仕事をやってくれて我々の声を聴いてくれているよって思われたと思います。そのとおりです。小倉区長は本当に皆さんの声を聴いて東住吉区のために一生懸命仕事をしてきている極めて優秀な大阪市の職員で、東住吉区民のためにもものすごい仕事をやってきています。

それはそうなのですが、僕が言っているのは選挙で選ばれているかどうかということが重要なポイントだと、僕はそういうふうに考えているわけです。

小倉は極めて優秀な区長ですが、選挙で選ばれていないのです。何が違うかということ、これまでの大阪市役所の改革で小倉が決定できることはどんどん増えてきました。自ら決定できることはどんどん増えてきたのですけれども、それでも最終決定権までは、選挙で選ばれていないからやっぱり持てないのです。

今、東住吉区民の声を聴いて自分で判断をしてどんどんいろんなことをやってあげていますがけれども、でも例えば保育所をここに建てるということを自ら決めるところまでの決定権はないわけです。図書館が足りないから、図書館をもう 1 個造るということを自ら決める決定権までは持てていないのです。

僕はこれは本当に問題だなと思っているのです。というのは僕、申し訳ないのですけれども大阪市役所での仕事もういろいろありまして淀屋橋、中之島の大阪市役所からほとんど外に出られないのです。もうずっと市長室でいろんなことをああだこうだ、会議・会議、協議・協議ということをやっている外へ出られません。

ですから、多分皆さんは小倉の顔はいろんな行事に出てもらってしょっちゅういろんなところで見ているかも分かりません。一番東住吉区のことを知っているのは僕なんかよりも、はるかに小倉のほうが知っているわけですね。

通学路がどうなっているか、学校の状況はどうなのか、ごみが散乱しているかどうか、まさに皆さんの日常生活のさまざまなことについては小倉が一番知っているわけです。保育所のここは足りないよね、待機児童はここが多いよね、高齢者の皆さんがここに特別養護老人ホームを求めているよね、そういうことを一番知っているのに自分でそれを決めて、じゃあ特別養護老人ホームをここに造る、ここに保育所を造る、ここに図書館を造ることができない。それは選挙で選ばれていないので、その決定ができないということになっている。

そういうことをやろうと思うと大阪市役所の本庁舎、淀屋橋のほうに来て話をする、お

伺いを立てる、お願いをする、そういうことをやりながら最後は市長、副市長、また僕らの市長室のところはどうするかということを僕が、市長が決めるということをするわけです。

東住吉区のことを一番知っている小倉区長が本当は全部やればよいと思っているのですが、今の大阪市役所の仕組みではそれができないような仕組みになっています。そこで特別区というものは、もう区長を選挙で選ぶようにして区長が最終決定権を持つ、区長が住民の皆さんの声を聴いて必要なものをどこに何を幾つつくるのか、どういうことを住民の皆さんが求めているからどういう政策をやるのか、こういうことを全部区長が決定する、そういう新しい大阪の行政というものを僕は目指しているわけです。

今、大阪市長は1人ですから東住吉区も、西淀川区も、東淀川区も、旭区も全部一緒くたに一律に扱っています。大阪市を1つの塊と見て全部一律に、最後は大阪市長、大阪市役所が決めた政策をやっているのです。

もちろん今、徐々に、徐々に小倉が決められる範囲というのを増やしています。でも、それでも図書館とか保育所を造る、そこまでのこともまだできないような状況なのです。

僕はこれを大阪市内を5つのエリアに分けて、5つの特別区を置いてそれぞれの地域で皆さんに決めてもらう。それぞれの地域で選挙で選ばれた区長を通じて必要なものは何が必要なのか、どういうことをしたいのか、そういうことを皆さんに5つのエリアでそれぞれ決めてもらおうとするのがこの大阪都構想です。

さっき大都市局の説明でありましたとおり、この特別区5つのエリア、町の特徴は全然違います。皆さん感じていただけると思うのですけれども、皆さんお住いのところと西淀川区、此花区、港区は全然状況が違うと思うのです。

さっき大都市局が説明した5つの特別区の状況、商業の町なのか、住宅街なのか、住まわれている住民の皆さんの年齢構成、年齢層も全然違います。そういうのを全部一律に扱って何をするにしても大阪市内全部一緒というのは、もうこれからの時代それは皆さんのためにならないなというふうに感じました。

例えば、図書館を見てもらいたいのですが、図書館は、今大阪市の場合は1区1館です。大阪市には24区あります。だから1区に1館造るということで24館。

こちらの東京を見てください。これが大阪都構想で目指そうとしている特別区なのですが、これはそれぞれ選挙で選ばれた区長です。自分たちで図書館の数を決めています。だから、もう自分たちで決められる。当たり前ですよ。区長が決めるわけです。

特別区になったからといってすぐに増える話じゃないですよ。お金がある範囲の中で造れるということです。だから、お金を工面するのも区長の責任になるわけですね。でも、お金さえちゃんと工面すれば、あと幾つ造るかは自分たちで決めると。大阪市の場合には1区1館です。

これは「そんな橋下、増やしたらいいやんか、おまえ市長なんだったら自分で決定して増やしたらいいやんか」と言われるかも分かりませんが、これは例えば東住吉区にもう1

館増やそうと思うと城東区からうちも増やしてくれと文句が出ます。淀川区からも文句が出る、東淀川区からも文句が出る。もう、こういう調整を1人の市長でやるのはできないので、それで誰からも文句が出ないように1区1館としているわけです。1区1館というのは住民の皆さんの求めでも何でもないので。

次を見てください。スポーツセンターと温水プール、こちらは1区1館です。住民の皆さんが何を求めてこっちをもうちょっと重視したい、これはちょっと我慢する、そういう話ではありません。もう1区1館です。

特別区のほうは、選挙で選ばれた区長がそれぞれいろいろ考える。自分たちの住民のためにはこの施設が幾つ必要なのか、どこに建てたらいいのか、そういうことを考えるのが特別区役所なのです。

でも大阪市内、住民の皆さんの考え方も違えば町の特徴も違うので、一律に金太郎あめみたいにそろうのではなくて、5つの地域の特徴に合わせた、そして5つの地域の住民の皆さんの要望に合わせた行政をやろう、これからの時代はやらなきゃいけないと考えて提案したのがこの大阪都構想です。

これからの時代、役所のほうが皆さん、もうこれをやりますよ、あれをやりますよということをどんどん言える時代ではなくなってきました。もう少子高齢化時代、税収も高度成長時代と違って右肩上がりではありません。

でも、社会保障費というものはどんどん掛かるお金は増えてくる。そんな中で皆さんがこれだけ必要だということでも求めれば何かを我慢しなきゃいけないような時代になってくるのですね。やっぱり必要なものは必要なものでやっていかなきゃいけない。

でも、必要なものをやるのだったら何かを我慢していかなきゃいけない、ここの調整がこれからの役所の重要な役割になってきます。お金が無尽蔵にあるのだったら何でもかんでもどんどんやりますよ、どんどんやりますよとなるのですけれども、もうこれからはそういう時代ではありません。何かをドーンと増やすのだったら何かを我慢しなきゃいけない。

今回、僕は大阪市長という立場ですから、大阪市の子ども教育予算の重点経費を5倍に増やしたのです。それまでは67億円ぐらいで公立中学校の給食もない、小中学校にエアコンも付いていない、先生方にパソコン1人1台も与えられていない、小学校のテレビはブラウン管テレビ、学校の図書室の本は基準の半分以下、こういう状態を変えなきゃいけないということで子ども教育予算をドーンと増やしました。

ですから小学校、中学校にエアコンを入れたり、公立中学校は給食をしたり、学校のテレビは今度液晶テレビにしたり、学校の図書室の本は基準どおりに回復する。それで300億円ぐらいお金を子ども教育予算のほうに増やしたわけですね。

じゃあ、その300億円はどうしたかということ、いろんな改革の見直しをやったわけです。いろいろおしかりも受けました。赤バスの廃止とか、敬老パス一部自己負担を求めたり、いろんな改革をやって子ども教育予算を増やした。

結局、何かを増やしたら何かを我慢してもらおうということ、これはやらなきゃいけないわけですね。それを大阪市長1人で今後もずっとやっていけるかといったら、これは不可能だと思います。地域の皆さんの要望、地域の皆さんが必要としているものはそれぞれ違う。

僕は今回子ども教育予算ということにしましたけれども、地域の皆さんが求めているものを細かく聴いて、それをきちんと増やしていくということをやろうと思えば、この大阪市内に選挙で選ばれた区長5人ぐらいは最低限置いて、それぞれの地域に必要なものと我慢するものを調整してもらって、そういう作業がこれからは絶対に必要だという思いで大阪市内に選挙で選ばれた区長を5人置こうとしたのがこの大阪都構想です。

それと同時に、今の大阪市役所で十分皆さんのサポートができていない分野が幾つかあります。1つは教育委員会、体罰。こちらが体罰事案、こちらがいじめ事案。大阪の教育現場はまだ落ち着いておりません。これは教育委員会で協議をしてなんとかしますが、こういう状況なのですけれども大阪市の小学校、中学校の学校数が400を超えます。

しかし、教育委員会は1つしかありません。これで400以上の学校はやっぱりもう面倒を見ることができない。もうそれは現実です。教育委員会と話をしても、教育委員会ももう400以上の学校を全部見切れないということは正直に言っています。

これが大阪都構想になりますと特別区ごとに教育委員会が置かれますので、教育委員会が5つに増えます。

それから、この児童虐待。これは児童虐待の事案なのですが、児童虐待の数が増えています。これをなんとかしなきゃいけません。この児童虐待に対応する施設といいますか部署は児童相談所です。児童相談所も大阪市内には1つしかありませんでした。これじゃあ足りないということで今回予算を付けて、平野区のほうにもう1つ増やしました。2箇所なのですが、まだ足りません。

特別区になると、それぞれの区に児童相談所が置かれますので5つに増えます。こういうことでしっかり住民の皆さんに対応していこうというのが大阪都構想です。

児童相談所は今だって増やそうと思えば、おまえ増やせるだろうと。教育委員会は絶対今では増やせないわけですね。これは特別区にならないと絶対教育委員会は増やすことができない。大阪市のままだったら、大阪市教育委員会は1つのままです。

児童相談所を増やそうと思ったらお金さえ付けば5つ増やすことはできるのですが、児童相談所ばかり増えてもしょうがないです。やっぱり選挙で選ばれた区長、それが重要なのです。

なぜかという区役所の組織図、パンフレットの18ページです。これですね。今の東住吉区役所というのはこちらの状態です。ここに小倉がいます。いろいろ窓口部門とかこういうのがありますが、小倉自身が児童相談所のほうに指示を出すということができないのです。

こういう今の区役所の状態を、今度は選挙で選ぶ区長を置いて全部役所組織を区長の下に付ける。要は役所組織のトップに選挙で選ばれる区長を持っていくことです。役所組織

というのは区役所みたいな組織ではありません。

今、僕が仕事をしている淀屋橋にある大阪市役所、ああいう役所の組織のトップに今度は区長に付いてもらう。今僕がここにいるわけですが、大阪市長というのがここにいて、こうしてくれ、ああしてくれということをいろいろ言うわけです。

それで大阪市の行政というものを、ほとんど職員がしっかりやってくれているのですが、何か問題があったときには僕が指示を出すということをしてはいますが、もう大阪市長1人だったら無理なので、そこで市長の代わりというか、市長のところに選挙で選ばれた区長を送る。

そうなると児童相談所も区長あるいは部下ということになって、全部区長が区民の皆さんの状況を見て、区民の皆さんの声を聴いて、役所組織にそれぞれ指示を出せるということになるのです。

今は淀屋橋の大阪市役所のほうにお願いをしに行かなきゃいけない。そうではなくて住民の皆さんのことを一番知っている区長が役所に直接指示を出して皆さんに対してきちっとしたサポートをしていく、そういう新しい大阪市の行政を目指しているのがこの大阪都構想です。

選挙で選ぶ、選ばれないというのはなかなか皆さん、ちょっと難しいかも分かりません。僕も正直、大阪市長になって、また大阪府知事になってこういう役所のことを知ったわけですから、皆さんからすると「今の小倉区長だってしっかりやってくれているのだから十分だよ」、もうそういう声をいただければ本当に僕は有り難いし、さっきの生野区で言ったら、もう今の区長のほうがいいいんだから、選挙で選ぶ区長は嫌だという声が上がって、それはもうそこで区長がすごくやっているのだ、住民の皆さんにそうやって支えられているんだなと思いますけれども。

でも、いざ仕事をやろうと思ったときにやっぱり一番地域のことを知っているのは市長なんかよりも区長ですから、その区長が地域で何を幾つぐらい、どれぐらい、どこに建てるかぐらいは決められないと皆さんのお声に応えた行政ができないと思います。保育所や図書館ぐらいは造れる決定権が持てるような、そんな区長にならないと駄目だというのが僕の問題意識の3つ目です。

このように二重行政を解消する。

(会場の声)

もう8時やで。

(橋下市長)

まだ、提案理由を説明させてもらいますから聴いてください。二重行政を解消するということと、税金の無駄遣いを止めるということ、そして大阪全体を強力に引っ張っていく大阪都庁ということが必要としている、だから僕は必要だと考えている。

そして大阪市民のこの260万人の皆さんの声をきちんとくみ取って、それぞれの地域で、少なくとも5つの地域でその地域の特性に合わせた行政をやっていく、そういう新しい行政を目指していかなきゃいけない、そういう問題意識からこの大阪都構想というものを提案しました。

そういう今の僕の問題意識というものをそうだ、そうだと感じていただけるか、いや、もうそんな、今のまんまでいいよ、いいよ。今のまんまでいいよということであれば大阪都構想は反対になります。

そして僕の問題意識を感じてもらったとしても、確かにそうだけ役所を一からつくり直す必要はあるの、大阪府庁と大阪市役所で話し合いをすれば何とかなるんじゃないのというふうに考えるのであれば大阪都構想反対ということになります。話し合いのできるのか、どうなのかというところも一つ大きなポイントになるかと思います。

そして実際に皆さんがお住いのところは南区というところになります。このお金の問題が気になるかと思うのですけれども、南区はパンフレット28ページのところですが、お金は全く問題ありません。この特別区というものをつくっても今あるお金よりも着実にお金が増えてくるという、そういう計算結果が出ております。

皆さん、今回お配りしたこのパンフレット、賛成派、反対派はもうこれからそれぞれがいろんなことを言い始めると思いますが、この特別区設置の協定書というものは大阪府議会、大阪市議会で賛成多数で可決をされたものです。

今いろいろ議論はありますけれども維新の会、公明党で賛成多数、可決になった。その後、国の霞が関のほうでいろんなさまざまなチェックを受けた上で総務大臣から特段意見なし、問題なしという回答を得たという、そういうものです。

それを前提に考えていただきたいと思うのですが、この数字、お金の面については現在のお金よりもきちんと積み上がってくる、そういう結果になっています。二重行政がなくなったり税金の無駄遣いを抑えることができたり、改革が進んだりしたときにはこのお金が積み上がってくるという、そういう結果になります。

ですからこの積み上がってくるお金、現在の大阪市のサービスを提供しながらこういうお金が積み上がってくるということですから、今提供しているサービスが下がるということはありません。むしろ積み上がってきたお金、これによって新しいことができる。選挙で選ばれた区長がこのお金をどう使うかということを決めて、新しいことができる可能性があります。

そして何よりも住民サービスということを考えたときに、これからの時代は量だけではありません。繰り返し言っていますけれども、これからは選択の時代です。量ばかり増やす時代にはなりませんので何が必要で何を我慢していくのか、自分たちは何を求めてここはちょっと抑えていくのか、そういう調整ということをするためには、僕はもう特別区しかないというふうに思っているのです。

住民サービスということを考えたときには、量だけを考えない。量だけを考えてはちょ

っと間違っただけになるんじゃないかと、僕は問題意識を持っています。お金の面では問題ありません。

19 ページのほうなのですけれども、反対意見と賛成意見はお手元のほうに一枚物として配っています。また後でご覧になっていただきたいのですが、とにかく特別区になって皆さんがお住いの南区、ここはお金の問題はもう十分大丈夫、ちゃんとサービスを提供する分だけお金を確保できる。

そして 19 ページのところでは皆さんの税金、特にこれはよく反対をする人たちが言うのですけれども、ちょっと事実誤認なのでこのパンフレットを基に説明させていただきますが、皆さんの税金の一部は、直接南区に入ります。一部の税金は大阪府庁のほう、名前が変われば大阪都庁のほうに預けられます。それをもって一部の人が税金を取られる、取られる、お金が減るといっている人たちもたくさんいます。大阪府庁に取られる、大阪都庁に取られる。

ただ、そもそもその大阪府庁に取られる、大阪都庁に取られるというのは、僕はちょっと知事経験者としては違和感を覚えておりまして。大阪府庁、大阪府知事というのは皆さんの代表でもあるわけですね。皆さんは市民でもあり、府民でもあるわけですから、府庁にお金を取られるというのはちょっとよく分からないのですが、ただ、一部の税金が一回、皆さんの税金が大阪府の会計に入ることは間違いありません。

皆さんは大阪府税も払っていますが、それとは別に一部の税金が大阪府の会計に入ることには間違いありませんが、そのお金は必ず各特別区に配分されます。ですから皆さん、今大阪市役所が提供しているサービスをやるためのお金はきちんと配分されるのです。

なぜ大阪府の会計を一回通すの？ というのですが、これは 5 つの特別区はそれぞれ税金の集まり具合が違います。よく税金が集まるところとそうではないところがありますので、一回大阪府が集めさせてもらって各特別区 5 つ、公平に配分するために一回大阪府が預かるわけです。

これは、日本の国の税金の仕組みもそうになっています。東京・大阪・名古屋で日本全体の税金の 6 割、7 割が集められますけれども、東京・名古屋・大阪だけで使っていたらえらいことになりますから一旦国が集めて、そして 47 都道府県に配分する、それと同じ仕組みです。

ですから直接南区に入る税金と、一回大阪府が預かってそこから南区に配られる税金、いずれにせよさっきのグラフにあるように今やっている大阪市のサービス、これを下げることはありません。今やっているサービスが提供できるだけのお金はきちっと確保します。

最後、31 ページの QA のところなのですが、さまざまなことを言われていますけれども職員体制、職員が不十分になるということもこの反対意見の中に入っていますが、さっきの大都市局の説明のとおり職員体制もきちんと確保するということがこのパンフレットの中に書かれています。

もう一度この 31 ページからのところを QA に沿って言わせてもらいますが、新しい特別

区になっても住民サービスは下がりません。新しい特別区になっても税金や水道料金、また国民保険料や介護保険料、市営住宅の家賃、こういうものが特別区になったからといって上がるわけではありません。

それから、特別区になったからといって地域の町内会や地域の行事がなくなるわけではありません。また、地域の PTA、青少年指導員の団体とかそういうところがなくなるわけではありません。

今ある東住吉区役所、これがなくなるわけではありません。そのまま窓口業務はしっかりと今のままだやります。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きは、これは市町村合併のときも住所変更が、市町村合併が行われると住所が変わるのですが、そのときの運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続き負担は住民の皆さんに負担を掛けない調整をしますので、それと同様に今回特別区が設置されても住所変更の手続きなどは負担がないように調整をしていきます。

この住民サービスが下がる、下がらないという話がいろいろ焦点になってきますが、この問題というよりも二重行政をなくすのか、税金の無駄遣いをなくすのか、大阪全体を引っ張っていく強力な大阪都庁を必要とするのか、大阪発展のために、皆さんの声をしっかりとくんでいくために大阪市内に 5 つの特別区、選挙で選ばれた区長というものを置いていくのか、そこに意義を感じるかどうかというところの一つ判断ポイントになるかと思えます。

このいわゆる大阪都構想をやるには、最初に 600 億円のお金が掛かるというふうにいわれています。600 億円のお金が最初に掛かります。

この 600 億円のお金についても評価が分かります。今の大阪府庁、大阪市役所のままで話し合いでやればいいという立場からすれば 600 億円はお金を掛け過ぎだと。そして、グラフ。いや、役所をやっぱり一から作り直さないといけないという立場、大阪都構想賛成派のほうからすれば、この 600 億円は、グラフはいいですから、南区のところを。

最初に 600 億円掛かると言われていますが、最初にお金は掛かるかも分からないけれども、後からちゃんと使えるお金は積み上がってきます。

そしてパネルの 2 ~ 3 番、最初冒頭にお話をさせてもらいましたが、これら事業のいろいろな数々の失敗した金額、3 番、こちらのほうのさまざま。

(会場の声)

「時間を守って。」

(橋下市長)

時間を守っています。お静かにしてください。時間はちゃんと守っています。

(司会)

お静かにお願いします。

(橋下市長)

説明は、時間は何時までと決めておりませんので、もうこれで終わります。僕はこれで終わりますから。大阪府庁のさまざまなこのような事業の失敗の金額。

不規則発言があれば退室を願いますので、すみません。聴いている方がたくさんいらっしゃいますので。

この金額、さまざまなこの事業の失敗した金額、こういうことを見て 600 億円を最初に掛けること、新しい役所をつくり直すこと、そういうことで最初に 600 億円掛けることがどうなのかというところも評価の違いになってきます。

以上、大阪都構想の概略でした。ご静聴ありがとうございました。

(司会)

以上でご説明が終了いたしました。それでは、これより終了時間の 8 時 30 分までの間でございますが、ご来場の皆様からご質問をお受けいたしたいと思えます。まだちょっとご説明があります。すみません。

ご質問のある方はその場で手を挙げていただき、私が指名させていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、そのマイクを通してお願いします。この説明会はインターネット中継をされておりますので、必ずそのマイクを通して質問いただきますようお願いいたします。

なお、本日の質疑内容は後日全てホームページで議事録として公開されます。本日は多くの方にご出席いただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと考えております。ご質問は簡潔をお願いいたします。時間に限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、この説明会場の用意しております質問用紙を提出していただければご回答させていただきますと考えております。回答につきましてはホームページに載せることとしておりますのでご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

すみません。長くなりましたが、それではご質問のある方の挙手をお願いいたします。こちらから一番前の方。

(質問者 1)

よろしくをお願いいたします。

(橋下市長)

お願いします。

(質問者 1)

事務方の方にちょっとご質問させていただきたいのですけれども、お金のことで質問したいと思います。

この資料を拝見させていただきますと、先程大阪市民の借金が 160 万、首都である東京は 48 万 4,000 円というところがあったのですけれども。まず私も大阪市の周辺自治体、例えば堺・東大阪とか、そういう周辺自治体に比べるとこの 160 万という借金というのは果たしてどの程度のものなのかというのが 1 点目、知りたいところなのです。

今回この資料を拝見しておりますとコストの問題というのがありまして、先程市長がおっしゃられたとおり総じて 600 億円というところがあるのですけれども。

今回この資料の作成にあたって大阪市として資料を作成していただいております、市長のほうからも解決しようとするための提案ということになりますので、市議会議員の方とかのコスト 3 割減ということで記載いただいておりますけれども、このコスト負担ということで考えたときに、市民の負担ということで考えれば今市役所の職員は相当な量ですけれども、その方々のコストのカットというところについてはこの中で記載が見られませんでした。

ですので、そういったところについてはどのようにお考えかということで質問をしたいのが 2 点目と。

最後に、この書いてある府の負担が、財政再建にあたっての負担軽減にあたって府 3 割、特別区 7 割というふうに 30 ページですか、書いてあります。結果として首都東京にあるような 48 万 4,000 円の借金額のほうに将来なるのでしょうかというところが 3 点目です。よろしく願いいたします。

(司会)

質問ありがとうございました。

(山口大阪府市大都市局長)

すみません。周辺市町村の借金の額が一人当たりどうなるかということですが、申し訳ないですが手持ちに資料がございませんので、後日ホームページ上で回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それと市役所職員の数がどうかというご質問ですけれども、これは協定書のほうの 17 ページをご覧くださいと思います。

(質問者 1)

コストのほうです。コストカットのということです。職員の数ではない。

(山口大阪府市大都市局長)

数ではなくて、コスト。

(質問者1)

コストのカットということです。

(橋下市長)

いや。ですから職員の数を減らしていることがコストカットなのですけども。実際にお給料のカットはやっています。僕は継続しています。カットを緩めました。

僕がいきなり市長に入ったときには一番上が13%ぐらいカット、下が5%ぐらい。これは役職に応じてですけども。僕自身が42%カットしていますけれども、その後、局長ぐらいから15か13か、それぐらいからざっとパーセンテージが書いていますが、それを3年間カットしたのです。

ただ、さすがに3年間カットし続けたので今年から半分緩めました。でも、そこまでの意味給料カット。大阪府のほうは給料カットを、ほぼなくしているんじゃないですか？それは僕の時代からずっと大阪府の給料カットはやっていますからね。給料カットはやっています。

それと同時に職員の数も、この大阪都構想ということで大阪市役所は人数がやっぱり多い、多いと言われているところがありますから、これは合理化を図っていかうということで、そういうことも全部見込んだ上でさっきのあのグラフです。お金が積み上がってきますよという、ああいうグラフになっているのです。

コストカットと、あとは割合ですね。どうなるかということですけど。

(質問者1)

借金がどうなるかね。

(橋下市長)

これは今、大阪市役所のほうの借金は徐々に、徐々に減っていています。徐々に減っていているのです。

大阪府庁の借金はどうなっているかという、これを見ていただきたいのですが。若干、これは大阪市役所のほうの借金は徐々に減っていています。

大阪府庁のほうの借金は徐々に上がっているように見えますが、これはちょっと専門的で申し訳ないですけども本来、国からもらわなければいけない現金を地方のほうでその分借金をしろというふうにちょっと仕組みが変わったのです。

ですから本来、国からもらわなければいけない現金を引けば、大阪府も借金は徐々に、徐々に減っていています。

だから両方とも減っていているのですが、一番問題視をしなければいけないのはこう

いう割合を、同じ大阪府庁と大阪市役所がそれぞれこんな割合で大きな負担をしていくのがいいのかどうなのかというところなのですけれども。だから大阪市役所のほうも大阪府庁も徐々に、徐々に減っていつてきています。

でも、割合はこういう状況になります。これはやっぱりこういうかたちに整備していくべきなんじゃないのかというのが今回の大阪都構想であって。時間がたてばこういう金額になっていくのでしょうか。ただ、割合はこれはこのまま同じように減っていつていくということなのです。

(質問者1)

ありがとうございます。

(橋下市長)

すみません。周辺市町村のこちらのものはホームページでまた後日、出させてもらいます。

(山口大阪府市大都市局長)

すみません。今手元にある分を。堺市と東大阪市の分が分かっておりまして、その白い部分ですね。それに相当する分ですけれども、堺が41万5,000円で、東大阪が32万円ということになっております。その他のやつは、またホームページで。

(橋下市長)

堺が何万ですか？

(山口大阪府市大都市局長)

41万。

(橋下市長)

東大阪が？

(山口大阪府市大都市局長)

32万。

(橋下市長)

ということなのです。だから堺が40万で、東大阪が30万の負担なのです。大阪はそれに比べて96万の負担。大阪は負担し過ぎなんじゃないのと。それはさっき2番、こういうのが効いてくるわけですよ。東大阪とかは、こういうのはやっていないですから

ね。

だから仕事の整理をしなきゃいけないと。もう東大阪市とか、そういうところのように基本的には医療・教育・福祉、そういうところを皆さんの声を聴いて、それで日常生活をしっかりサポートしていくような、そういう役所にしていかなきゃいけないんじゃないかと。やっぱり堺とか東大阪市は負担がちっちゃいですね。

(司会)

ありがとうございました。そうしたら次の方。そうしたら、前の。

(質問者2)

市長、こんばんは。お久しぶりです。マクドナルド前を覚えています？

(司会)

すみません。質問のほうをお願いします。

(質問者2)

都構想のことはちんぷんかんぷんなんですけれど、市長が4年前ぐらいに入ってきてから。

(橋下市長)

すみません。今日はね、政治の話はここではちょっとできないので。

(質問者2)

あ、そうなの。

(橋下市長)

そうなんですよ。

(質問者2)

そうなんや。俺、なんか分からんで来てもうたの。

(橋下市長)

都構想の質問ということでお願いしたいのですが。

(質問者2)

都構想の質問やったらカジノをつくるとか。

(橋下市長)

ちょっとそれはまた政治の話なのでちょっと違うんです。

(質問者2)

あ、そうなんや。

(橋下市長)

今日お話をした中でちょっと質問いただけたらなと思います。

(質問者2)

地下鉄、あんな地下鉄だとか、削減だとかいろいろありますやんか。

(司会)

すみません。申し訳ございません。またの機会をお願いします。

(橋下市長)

また、別の政治の集会在いろいろありますから。

(質問者2)

またあれですか。はい。ありがとうございます。

(橋下市長)

すみません。

(司会)

すみません。そうしたら次の方、お願いします。女性の方、おられますか。そうしたら、こちらの前の真ん中の。

(質問者3)

事務方の方に説明していただきたいのですけれども、20ページの表というか図なのですけれども地方譲与税・地方交付税・宝くじ、これが特別区で1,200億円と。それから府に1,000億円入ると。

ところが、この1,000億円の使い道がどこにも記載されていないんですわ。本来ならこの大阪市に落ちる分が上へ行って、更に特別区へ行って、特別区で1,200なのは納得できるのですけれども、府に1,000億円入ってその用途が全然説明されていないということに

ついて事務方のほうに説明を求めていると。

それと今、大阪市一般会計から交通局、いわゆる敬老パスの財源として 77 億円ぐらいですか、出されているのですけれども、それは大阪都になれば特別区から出されるのか、府から出されるのか。今、市長は「サービスは低下させません」ということをおっしゃられていたので、敬老パスの財源をどこから出すのかということを知りたいなど。

それと同じように国保の特別会計にも保険料の負担軽減のために 177 億円ぐらいですか、一般会計から出していると。そのお金もどこから出されるのか、そのことによってサービスの低下が本当はないのかどうかということを確認したいと思います。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

そうしたら今の 3 点のご質問について事務方のほうからお答えさせていただきます。ちょっと順番を変えて、まず 2 つ目の敬老パスの事務につきましては、これは福祉措置ということで特別区のほうで事務を行うこととなります。その必要な財源は特別区に配分されるという制度設計になっております。

(橋下市長)

ですから、敬老パスはそのまま今の状況は維持されます。特別区のほうでお金は確保されます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

国民健康保険事業につきましては一部事務組合でやることとなりますけれども、一部事務組合に出すお金というのは特別区から出すこととなりますので、その必要な財源、今大阪市で出している財源は、これも特別区のほうに財源が配分されるかたちとなります。従いまして、お金の面からは現行と同水準が確保されるということです。

1 点目にございました譲与税・交付税・宝くじなどのお金は、2,200 億がぐるっと回っている絵なのですけれども、これは今の政令市制度が特別区ということになりましたら一部国の制度で財源が動く部分がありまして、絵の上ではこの特別区に 1,200 億、大阪府に 1,000 億となっています。

ただ、今回のこの財源配分の考え方というのは冒頭説明させていただきましたが、まず事務配分が全ての根本となっております。今大阪府で行われている事務のうち、どの事務が大阪府にいて、どの事務が特別区に行くかと。その場合、それぞれ幾ら額が必要になるか。

例えば、今の敬老パスにしても国保にしても、それは特別区のほうに配分されるので、特別区で幾ら要るかといいますと、この 20 ページの絵でいきましたら右側の 5,000 億と 1,200 億を足した、約 6,200 億という一般財源が特別区のほうで必要になってきます。

この 6,200 億というお金が確保されるように、この財政調整という仕組みの中で調整さ

れると。各特別区ごとに税収の不均衡が是正されるように、そこも大阪府の特別会計を通じて一定の基準で配分されるような仕組みにしているということです。

この大阪府に入っている 1,000 億というのは特別区、今回大阪市から大阪府に移る事務に充てる財源に当たるもので、決してお金だけが大阪府に行くものではないということは説明書のときにも説明させてもらいましたけれども、そういう仕組みになっているところでございます。

(橋下市長)

皆さん、いろいろご心配があるかも知れませんが、20 ページのところで見えていただきたいのですが、5,000 億円と 1,200 億円合わせて 6,200 億円がトータル特別区のほうのお金として確保されるわけです。

これは何で 6,200 億円になったかという、今ご質問者のご指摘があったように、今やっている敬老パスとか国保、国民保険料を下げるために百何十億税金を入れているのです。そういうお金は全部もうここに 5,200 億円で、必要なお金を全部積み上げたら 5,200 億円。

だから、住民サービスが下がらないと言ったのはそういうことなのです。今、大阪市の皆さんに提供しているサービスは 6,200 億円分なのです。だから、そのお金はちゃんと特別区で確保しますよということなのです。

そして大阪都構想というものが実現できて特別区が出来上がると、さっきのグラフにあったように徐々に、徐々に更にお金が積み上がってくるから、それで新しいサービスをしたら、もっと皆さんは住民サービスが充実しますよと。

今ご指摘の方、ご指摘をしていただいた、まさにここなのです。1,300 億円と 1,000 億円、合わせて 2,300 億円が、これは大阪府のほうに移ります。ここを捉えて取られた、取られたと言う方がいるのですが、これはなぜかというとお金だけがいくんじゃないです。

大阪市立大学・地下鉄・病院とか、今市役所のお金、市役所の仕事としてやっている仕事を、さっき大阪全体でかかわる仕事は全部大阪都庁のほうに移すと言っていたので、仕事をやってもらうのだったらお金も一緒に渡して。

要は仕事の担当者が代わるということです。今まで大阪市役所が皆さんの税金でやっていた仕事を、もう大阪市役所と大阪府庁が二重になったり同じことをやったりするので、全部大阪都庁のほうに任せると。

ですから今までは皆さんの税金で大学・病院・港・地下鉄をやっていた。こういうことを、今度は担当者を大阪府庁のほうに一本化するということですから、お金だけが何か吸い上げられるということではありません。

皆さんの今の大阪市役所が仕事を整理して、まさにこの 6,200 億円、医療・福祉・教育、皆さんの住民サービスを提供する、そういう特別区役所をもう大きな負担をしない特別区役所に変えていくわけですから、そのための必要なお金は 6,200 億円分しっかり確保されているので、今の住民サービスが下がるということはないということです。

(司会)

ご質問者、ありがとうございました。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと一言だけ説明させていただいて。どういう仕事に当たんのやというご質問だったと思うので、パンフレットの 15 ページを見ていただきたいのですが。今、市長も説明しましたけれども、6,200 億円の仕事というのがこの特別区の北区・湾岸区とかこうなっていると

(橋下市長)

これですね。こっちが 6,200 億円。

(山口大阪府市大都市局長)

大阪府が使う 2,300 億円というのは、この大阪府の下の「府に一元化」というのと「市から移管」という消防の事務であるとか成長戦略、広域的なまちづくり、交通整備。こういうのが大阪市の仕事が府に移管されますので、これに相当するものが 2,300 億円という仕事になるということです。ご理解をよろしく願いいたします。

(橋下市長)

ですから、さっき言った市立病院が都立病院になるとか、市立大学は都立大学になるとか、港が都営の港になる、地下鉄も都営地下鉄になる、そういうことになるだけということです。

(司会)

すみません。予定の時間が近づいてまいりましたので、申し訳ありませんがもう 1 人ということをお願いしたいと思います。男性ばかり続いていますので、女性の方おられましたら、すみません。

女性、それなら一番前、その後ろです。そこの前の方。申し訳ありません。よろしく願いします。

(質問者 4)

都構想になったら生活保護費は下げられるのでしょうか。

(橋下市長)

これは国のルールですから都構想とは全く関係ありません。全く関係ないです。国のル

ールで決まっていますので。

(司会)

お静かにお願いします。すみません。他の人も聴いておりますので。

(橋下市長)

今ので終わったことだから、もうこの辺で。

(司会)

もうよろしいですか。もう1名、そうしたらその後ろの女性の方。申し訳ありません。よろしくお願いします。

(質問者 5)

貴重なお話をありがとうございます。

(橋下市長)

いいえ。こちらこそ。

(質問者 5)

パンフレットを見させていただいて、例えば10ページ「湾岸区の概要」のところなのですけれど。ここで人口のところを見ると34万3,986人というふうになっていて、その横の北区のところの人口を見ると62万8,977人というふうになっているのです。

橋下市長がさっきおっしゃられた3つ目の分で住民のサービス、声を聴くようにするというところがあったのですけれど、これは単純に考えて2分の1のことになってしまうのかなというふうなことを思ったのですけれど、そこを説明いただければと思います。

(橋下市長)

非常に重要なご指摘で、住民の皆さんの声を聴くためにはどれぐらいの住民の数に1人の選挙で選ばれる長が必要なのかという、これはいろんな議論があるのですけれども20~30万人が適切なのかなというような議論もあります。

日本全国の市町村が1,800ぐらいあるうちの、大体85%ぐらいが10万人未満なのです。みんな10万人ぐらいの単位のところ、選挙で選ばれる市町村長がいるというのが現状なのです。

260万人で市長1人なんていうのは、これは例外中の例外です。横浜が360万人で1人の市長、次に大阪市が260万人の中で1人だけの市長。普通は10万人以下とか、まあ30万人ぐらいが適切かといわれているのです。

最初、この特別区を幾つつくるかという議論でも 30 万人を 1 つの単位として考えていたのですけれども、このパンフレットのお金の問題、26 ページ。お金の問題を計算すると、どうもうまくお金がたまらないというふうな計算になっちゃったのです。この特別区を増やせば、それだけ職員の人数も要りますしね。

いろいろ考えた結果、今回のこの 5 つに分けるというところだったらうまくいくだろうということになりました。

おっしゃるとおり、北区で六十何万人は多いじゃないかというふうに思われるかも分かりません。ただ、今の 260 万人の状態から比べるとはるかにましになるでしょうということです。

ただ、今僕が「万」いう単位を取れば、仮に 260 人学級の先生だとすれば、北区になれば確かに 60 万人は多いかも分からないけれども、60 人学級の先生になるわけですね。湾岸区は 34 人学級の先生。やっぱり 34 人学級の先生のほうが、よく住民の皆さんの声を聴けると思います。

ですから、本当は 60 万人というところも大体 30 万人ずつぐらい分けていくとうまくいったのかも分かりませんが、そこまで分けてしまうと今度はお金の部分でうまくいかないという、そういういろんな議論があった結果、こういうかたちの人口の割り方になったということです。

(司会)

申し訳ありません。時間がまいりました。すみません。お静かにお願いします。時間がありません。申し訳ありません。

(橋下市長)

1 時間という時間で、本当に足りなかったと思います。非常に難しい話だったかと思えますけれども、繰り返しになりますが二重行政というものをどう考えるのか、税金の無駄遣いをどう考えるのか。

これは本当に二度と止めなきゃいけないと考えるのか、大阪全体の発展のためには大阪都庁が必要なのか、この住民の皆さんの声を聴くためには新しい特別区役所を 5 つでやっていくべきなのか。ここをしっかりと考えていただいて、この大阪都構想を賛成か反対かを決めていただきたいと思います。

1943 年、72 年前までは東京も東京府と東京市でした。二重行政という問題を解決するために東京では 1943 年、東京府と東京市が合わさってできたのが東京都であるという歴史的な事実も踏まえてもらいながら今回の大阪都構想が本当にこの問題意識、目的、僕が解決しようとしている解決策としてふさわしいのかどうなのか、ここについて皆さんはしっかりとご判断をしていただきたいと思っております。

長時間、本当にありがとうございました。5 月 17、本当に貴重な 1 票で大阪の未来を決

めることとなりますので、しっかりとご判断をいただきたいと思います。本当にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、次に説明会の終了にあたりましてのお願いを申し上げます。すみません。今日は満員になっておりますので、退場につきましてはスタッフの誘導に従っていただきますようによろしくお願いいたします。

お願いでございますが、本日お配りしました資料はお捨てにならないように必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日、日曜日でございます。大切な1票でございますので必ず投票に行ってくださいようによろしくお願いいたします。

住民説明会は他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継録画及び全区役所で中継しております。もう一度説明を聴きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらのほうもご利用ください。

それでは、本日はこれをもちまして特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。

お忘れものないように座席の周りをもう一度ご確認いただきまして、スタッフの誘導に従ってご退場いただきますようによろしくお願いいたします。質問票は出たところがございますので、すみません、よろしくお願いいたします。